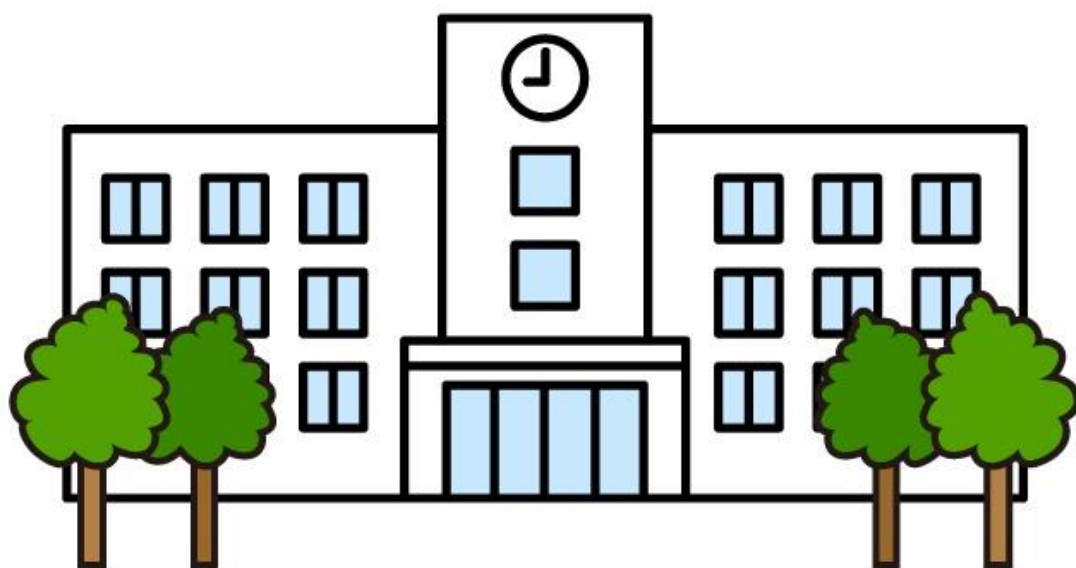


那珂川市
学童保育所入所申込案内



令和2年度

目次

1.那珂川市学童保育所について	P1
2.開所時間と開所日	P1
3.入所日と申込期限	P2
4.入所期間	P2
5.受付場所	P3
6.学童保育所を利用できる方	P3
7.提出書類	P4
8.入所決定について	P5
9.利用料金について	P6
10.通常保育利用料金の助成（減免）制度について	P7~8
11.学童保育に関する問い合わせ	P8
12.学童保育所の定員と連絡先	P8
13.那珂川市立学童保育所マップ	P9
14.学童保育所 入所日・入所申込期限一覧（途中入所）	P10

1.那珂川市学童保育所について

那珂川市では、保護者等が仕事などの理由により放課後等に自宅で保育が受けられない児童が、楽しく安全に安心して過ごせる場所として、各小学校敷地内に市立学童保育所を設置しています。

市立学童保育所は㈱テノ、サポートが指定管理者として運営しており、保育士や幼稚園教諭等の免許をもったスタッフが学童の保育などにあたっています。

2.開所時間と開所日

(1) 開所時間

平日 放課後から午後 6 時まで
(延長保育利用の場合は午後 7 時まで)

土曜日 午前 8 時から午後 5 時 30 分まで
(土曜日の延長保育はありません)

市立小学校休業日(春休み、夏休み、冬休み、振替休日を含む)
午前 8 時から午後 6 時まで
(延長保育利用の場合は午後 7 時まで)

※ 延長利用をする場合は、延長保育料が別途かかります。

※ 学童保育所では昼食は出ません。学校の給食がない日は弁当持参となります。

※ 勤務の都合などで、保護者が迎えに来ることが出来ない児童は集団下校(下校開始時間は、3月～10月は午後5時、11月～2月は午後4時30分)を行います。ただし、延長保育ご利用の方は必ず保護者のお迎えとなります。

(2) 開所日

月曜日から土曜日
ただし、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日)は休みです。

※ 学校行事などによる振替休日も開所します。

※ 台風など、気象状況などによっては、開所日であっても閉所する場合があります。

3.入所日と申込期限

(1) 新年度入所の場合

入所日 新1年生…令和2年4月1日(水)
または 入学式翌日

新2年生以上…1学期始業式の日

申込期限 令和2年1月15日(水)から
令和2年2月29日(土)まで

※ 上記受付期間終了後の申込みの場合は、途中入所の取扱いとなります。

(2) 途中入所の場合(入所日および申込期限の詳細はP10参照)

入所日 原則として毎週金曜日

申込期限 原則として入所希望日の前週の水曜日

(3) 長期休暇期間(夏・冬・春休み)のみの入所の場合

入所日 原則として学校終了日の翌日
(翌日が日・祝日の場合は翌開所日)

申込期限 原則として入所日の前月から1ヶ月間

※ 詳細については、各長期休暇前に受付期間等を市広報・ホームページを通じてお知らせします。

※ 長期休暇期間のみ申込みをされている場合で、長期休暇期間終了後も継続して入所を希望する方は別途申込みが必要です。

4.入所期間

入所日から令和3年3月31日までの間

※ 1ヶ月未満の一時・短期入所はできません。

※ 転居等、特別な事情により途中で退所した場合の料金は日割りで還付されます。

5.受付場所

那珂川市役所子育て支援課 または 各学童保育所

※ 学童保育所は、開所時間等を事前にご確認ください。

※ 児童の持参による入所申込みは受付できません。必ず保護者の方がご提出ください。

6.学童保育所を利用できる方

次の(1)から(3)までの条件を全て満たす場合にご利用できます。

(1) 市立小学校に在学している児童

※ 入所できる学童保育所は、通学先の小学校に設置している学童保育所です。

※ 定員を超える入所申込みがあった場合は、低学年を優先します。

(2) 保護者が次のいずれかの保育を必要とする事由に該当すること

ア) 就労しており、就労時間中に児童が帰宅する等、家庭で保育ができない場合（月48時間以上、ただし1日4時間以上かつ月12日以上）

イ) 妊娠中または出産後間がない場合（出産日の前8週間から出産日の後8週間）※注1

ウ) 疾病、負傷、障がい等がある場合

エ) 同居の親族（長期入院等をしている親族含む）を常時介護又は看護している場合（月48時間以上）

オ) 就学している場合（月48時間以上）

カ) その他、上記に類似する状態であり那珂川市が認める場合

注1・・・労働基準法の規定により就業を制限されている期間のみの入所となるため、イ)の期間終了後は退所となります。

(3) 入所申込みの時点で、学童保育所利用料金に未納がないこと

過去に学童保育所をご利用の方（きょうだい児含む）で学童保育所利用料金に未納がある方は、未納分を全てお支払後の入所となります。

7.提出書類

(1) 学童保育所入所申請書

(2) 保護者等の状況を確認する書類（就労証明書・事業従事証明書）

- ① 就労証明書・・・会社等に勤務している方は、勤務先から証明をもらってください。

※ 雇用期限がある方は、雇用期限内での入所となります。継続して入所を希望する方は、更新の都度速やかに就労証明書を提出してください。（就労証明書内で期限毎の更新がわかる場合は不要です。）

- ② 事業従事証明書・・・自営業の方は、お住まいの地区の民生委員から証明をもらってください。

※ 民生委員については子育て支援課へお問い合わせください。

※ 自営業の方で、法人登記している場合は登記簿の写し（入所申込みから6ヶ月以内のもの）を提出することで民生委員の証明を省略することができます。ただし、事業従事証明書（民生委員の証明無し）の提出は必要です。

※ 市内の認可保育所等への入所申込みで、保護者等の状況を確認する書類を提出している方は、学童保育所の申込みに関して就労証明書を提出する必要はありません。ただし、必ず入所申込書の勤務先等の欄に保育所名を記入してください。

(3) 必要に応じて提出する書類

就労以外で子どもを保育できない場合には、保護者の状況に応じて書類を提出する必要があります。詳しくはP5の保護者等の状況を確認する書類一覧を参照ください。

※ 状況や内容によっては、入所要件に該当しないこともあります。

(4) 口座振替依頼書

保育料は、すべて口座振替となります。口座振替取扱金融機関に口座をお持ちでない場合は、口座を開設していただく必要があります。

【保護者等の状況を確認する書類一覧】

保護者の状況	提出が必要な書類	備考
会社員、公務員等	・就労証明書	雇用期限がある場合は、更新の都度、就労証明書の提出が必要です。 (就労証明書内で期限ごとに更新があることが分かる場合は不要です)
自営業・農漁業等	・事業従事証明書	担当地区の民生委員の署名が必要です。 (登記簿謄本を添付する場合は、民生委員の署名は不要ですが、事業従事証明書の提出は必要です)
疾病・負傷・障がい	・現況申立書(疾病・障がい・看護等) ・診断書等	医師の診断書または、障害者手帳の写しが必要です。
同居親族の介護・看護	・現況申立書(疾病・障がい・看護等) ・被介護・看護者の診断書等	医師の診断書または、障害者手帳の写しが必要です。
就学している(職業訓練所含む)	・現況申立書(妊娠・出産・就学・その他) ・在学証明書または学生証の写し	月48時間以上就学していることが分かる資料(カリキュラム等)をご提出して頂く場合があります。 通信教育等、自宅で行う場合は対象外です。
妊娠中または出産後間がない(産前産後休業期間)	・現況申立書(妊娠・出産・就学・その他) ・母子手帳の写し等	出産日の前8週間から出産日の後8週間までが入所期間となります。(その後、育児休業を取得する場合は退所となります)

※ 育児休業期間・求職活動中は学童保育所入所要件対象外です。

【口座振替取扱金融機関】

ゆうちょ銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、佐賀銀行、親和銀行、筑邦銀行、筑紫農協

【口座振替日】

- ・福岡銀行・・・毎月25日
- ・その他の金融機関・・・月末

8.入所決定について

入所審査の結果については、文書で通知します。なお、口座振替が完了するまでは、入所決定通知書に同封する納付書で利用料をお支払いください。

9.利用料金について

(1) 1ヶ月の通常保育利用料金

月額 5,760円

※ ただし、長期休暇期間（夏・冬・春休み）の平日は、1日あたり54円が加算されます。

※ 途中入所、途中退所等の1ヶ月を満たない月は日割り（日額230円）で計算して請求します。

※ 利用料には保険代、おやつ代が含まれます。

(2) 延長保育利用料金

月額 3,880円・日額 520円

(3) 利用料金の納付について

① 通常保育利用料金の納付については、口座振替を行います。

※ 通常保育利用料は前納制です。

② 口座振替依頼書は、入所申込みの際にご提出ください。

③ 延長保育利用料については、口座振替ではありません。延長保育を希望される方は必ず入所する学童保育所で手続を行ってください。

※ 既に、きょうだい児が入所されている場合でも、今回利用するお子さまの分の口座登録がなければ口座振替はできません。

(4) 利用料金の請求と支払先

市立学童保育所は、指定管理者制により(株)テノ、サポートが運営しています。このため、利用料金は(株)テノ、サポートが請求しお支払いただきます。

(5) 利用料金の未納について

利用料金は学童保育所を運営するために必要な財源です。また、利用料金の未納を容認することは、利用料をお支払いいただいている方との公平性を欠くこととなります。よって、正当な理由がなく支払いに応じない場合は退所していただく場合があります。

10.通常保育利用料金の助成（減免）制度について

那珂川市では、市立学童保育所利用者の経済的な負担を軽減するため、下記に該当する方は通常保育利用料金の助成を受けることができます。通常保育利用料金の助成（減免）を希望する方は、下記をご確認の上、手続きしてください。

（1）助成（減免）要件

- ① 保護者が生活保護受給世帯である。
- ② 保護者の世帯が（当該年度分）市町村民税非課税世帯である。
- ③ 保護者が児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給している。

※助成（減免）対象外となった場合は、対象外となった日から遡って利用料金を請求する場合があります。

（2）助成（減免）額

助成要件の①に該当する方 → 利用料金の全額

助成要件の②③に該当する方 → 利用料金の半額

（3）助成（減免）対象期間

令和2年4月から令和3年3月までの1年間

※手続きは、毎年度必要です。

前年度に助成を受けていても、助成（減免）の自動更新とはなりませんのでご注意ください。

（4）助成申請受付開始日

助成要件①③に該当する方

→入所決定時から令和3年3月31日まで

助成要件②に該当する方

→令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

（5）申請窓口

那珂川市役所 子育て支援課

※ 学童保育所では手続きできません。

(6) 手続きに必要なもの

助成要件①に該当する方 → 印鑑・生活保護受給証明書（写し）

助成要件②に該当する方 → 印鑑・市町村民税非課税証明書※注 2

助成要件③に該当する方 → 印鑑・児童扶養手当証書（写し）

注 2・・・令和 2 年 1 月 2 日以降に那珂川市に転入した方のみ必要です。その場合は、転出先の自治体から市町村民税非課税証明書を取得していただき、子育て支援課へ原本をご提出ください。また、令和 2 年 1 月 1 日以前に那珂川市在住の方で未申告の場合は申告が必要です。

(7) 注意事項

助成（減免）決定を受けるまでは、利用料金を納付していただき、決定後に助成（減免）額相当分を払い戻し、又は他の月へ充当させていただくこととなります。

利用料金を滞納されますと、助成を受けられない場合がありますのでご注意ください。

助成金は、原則として指定管理者へ受領委任していただくこととなります。

11.学童保育に関する問い合わせ

(1) 入所決定や通常保育利用料金助成申請、学童保育所全般に関して
那珂川市役所 子育て支援課 TEL 953-2211（内線 153・154）

(2) 利用料金や学童保育所内での運営に関して
株式会社 テノ、サポート TEL 263-3580

12.学童保育所の定員と連絡先

学童保育所名	定員	電話番号
南畑学童保育所	40人	953-3660
岩戸学童保育所	80人	953-1768
岩戸北学童保育所	120人	953-3141
安徳学童保育所	120人	953-1766
安徳北学童保育所	120人	952-8147
片縄学童保育所	120人	952-8133
安徳南学童保育所	120人	953-6221

13.那珂川市立学童保育所マップ



南畑学童保育所 953-3660



岩戸学童保育所 953-1768



岩戸北学童保育所 953-3141



安徳学童保育所 953-1766



安徳北学童保育所 952-8147



片縄学童保育所 952-8133



安徳南学童保育所 953-6221

各地図中の★マークが学童保育所です！

- 学童保育所の開所時間は曜日によって異なります。訪問される際は、事前に学童保育所にお問合せください。
- 学童保育所に関することは、学校ではわかりませんので、各学童保育所または市役所子育て支援課へお問合せください。

令和2年度 学童保育所 入所日・入所申込期限一覧

■通常入所の入所日と申込期限

通常入所の入所日と申込み期限は、下記のとおりです。

入所日		申込期限		備考	入所日		申込期限		備考
4月1日	水	2月29日	土	新1年生のみ	9月25日	金	9月16日	水	
始業式当日				新2年生以上	10月2日	金	9月23日	水	
入学式翌日				新1年生のみ	10月9日	金	9月30日	水	
4月10日	金	4月1日	水		10月16日	金	10月7日	水	
4月17日	金	4月8日	水		10月23日	金	10月14日	水	
4月24日	金	4月15日	水		10月30日	金	10月21日	水	
5月8日	金	4月22日	水		11月6日	金	10月28日	水	
5月15日	金				11月13日	金	11月4日	水	
5月22日	金	5月13日	水		11月20日	金	11月11日	水	
5月29日	金	5月20日	水		11月27日	金	11月18日	水	
6月5日	金	5月27日	水		12月4日	金	11月25日	水	
6月12日	金	6月3日	水		12月11日	金			
6月19日	金	6月10日	水		※ 12月12日～冬休み期間の入所はありません。				
6月26日	金	6月17日	水		冬休み翌日		12月16日	水	
7月3日	金	6月24日	水		1月15日	金	1月6日	水	
7月10日	金				1月22日	金	1月13日	水	
※ 7月11日～夏休み期間の入所はありません。					1月29日	金	1月20日	水	
					2月5日	金	1月27日	水	
夏休み翌日		8月12日	水		2月12日	金	2月3日	水	
8月28日	金	8月19日	水		2月19日	金	2月10日	水	
9月4日	金	8月26日	水		2月26日	金	2月17日	水	
9月11日	金	9月2日	水		3月5日	金	2月24日	水	
9月18日	金	9月9日	水		3月12日	金			

※長期休暇期間(夏休み・冬休み・春休み)の翌日が閉所日(日曜日・祝日)の場合は翌開所日となります。

※1か月以上の入所が必要です。

※入所日及び申込期限は予定です。学校暦に変更があった場合は、入所日は変更となりますので申込み前に市役所子育て支援課にご確認ください。

※入所申込みは、入所希望日の1か月前から受付けます。

※市外から転入される人は、子育て支援課へご相談ください。

■長期休暇期間の入所日と申込期限

長期休暇期間(夏休み・冬休み・春休み)のみの入所日と申込み期限は下記のとおりです。(秋休みのみの入所はありません)

※長期休暇期間のみの入所申込みをされている場合で、長期休暇期間終了後からも継続して入所を希望される方は別途申込みが必要になります。

※入所日及び申込期間は予定です。学校暦に変更があった場合は、入所日は変更となりますのでご了承ください。

●夏休み

入所日	申込受付期間(予定)	入所期間(予定)
7月21日	6月1日 ~ 6月30日	7月21日 ~ 8月24日

※申込期限内であっても、定員を超過した場合などは入所できない場合がありますので、ご了承ください。

●冬休み

入所日	申込受付期間(予定)	入所期間(予定)
12月25日	11月1日 ~ 11月30日	12月25日 ~ 1月7日

※長期休暇期間は、途中入所はありません。すべて所定の期間の入所となります。

●春休み(R3.3～)

入所日	申込受付期間(予定)	入所期間(予定)
3月25日	1月15日 ~ 2月28日	3月25日～新年度前期始業式前日